

令和2年10月1日～令和3年2月28日期间中の取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（十二訂版）」において催物の開催制限が緩和され、さらに同十三訂版において対象期間が令和3年2月28日まで延長されました。このことを踏まえ、令和2年10月1日から令和3年2月28日までのホール・展示ホールの施設利用に係る本減免の取扱いは以下のとおりとします。

【開催制限の緩和の概要】

(A) 大声での歓声、声援等が想定されないもの

収容基準：収容定員の100%以内

(B) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

収容基準：収容定員の50%以内※

※異なるグループ間では座席間隔を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容定員の50%を超えることがある。

【施設利用に係る使用料減免の取り扱い】

従前より、定員の半数以下の人数での施設利用に対し減免を行っておりましたが、開催制限緩和後につきましても、**定員の半数以下の人数で施設利用する場合は減免対象となります。**

加えて、令和2年10月1日～令和3年2月28日の期間中の施設利用については、**収容定員の50%以内を基本とし、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けないことによって収容定員の50%を超えた場合についても、減免対象とします**（減免申請時に、そのような収容方法で施設を利用する旨を申告してください）。

※大声での歓声、声援等が想定されない催物であっても、上記に該当する場合には減免の対象となります。すなわち、(A)及び(B)どちらの催物であっても、同様の取り扱いとなります。